

平成 28 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

中東諸国における特許・実用新案・意匠・商標の
審査運用の実態および審査基準・審査マニュアル
に関する調査研究 報告書

平成 29 年 3 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

H. オマーン

1. 概要及び基礎情報

1.1. 基礎情報¹

1.1.1. 一般事情

(1) 面積

約 30 万 9 千 500 平方キロメートル（日本の約 85%）

(2) 人口

442 万人（2016 年オマーン国立情報・統計センター）

(3) 首都

マスカット

(4) 民族

アラブ人

(5) 言語

アラビア語（公用語）、英語も広く通用する

(6) 宗教

イスラム教（イバード派が主流）

1.1.2. 経済

(1) 主要産業

石油関連業、農漁業、観光業

(2) GDP（名目）

584 億ドル（2016 年 IMF 統計（2015 年データ））

(3) 1 人当たり GDP

15,232 ドル（2016 年 IMF 統計（2015 年データ））

(4) 総貿易額

輸出 45,564 百万ドル／輸入 30,945 百万ドル

（国立情報・統計センター統計資料（2015 年データ））

(5) 主要貿易品目

- ・ 輸出 石油、LNG、鉱産物、卑金属、化学製品
- ・ 輸入 車両、機械機器、卑金属、鉱産物

(6) 主要貿易相手国

- ・ 輸出 中国、台湾、日本、タイ、アラブ首長国連邦、韓国
- ・ 輸入 アラブ首長国連邦、日本、中国、インド、米国、サウジアラビア、ブラジル

¹ 外務省ウェブサイト「国・地域 基礎データ オマーン国」<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/oman/data.html>（最終アクセス日：2017 年 3 月 2 日）

(7) 通貨

オマーン・リアル (RO)

(8) 為替レート

1 米ドル=0.385RO

1.1.3. 経済関係

(1) 貿易

- ・ 日本の輸入 1,823 億円
- ・ 日本の輸出 3,896 億円

1.2. 産業財産制度の概要

1.2.1. 法令等整備状況

1.2.1.1. 加盟している産業財産権に関する主な条約

オマーンでは産業財産権に関する以下の条約に加盟している。

- ・ パリ条約
- ・ 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS)
- ・ 特許協力条約 (PCT)
- ・ 標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書
- ・ 意匠の国際登録に関するハーグ協定ジュネーブ改正協定
- ・ 特許法条約 (PLT)
- ・ 商標法条約 (TLT)

1.2.1.2. 産業財産に関する法律・規則²

特許、実用新案、意匠、商標がまとめられて一つの法律である産業財産権法に規定されている。

また、この法律は半導体集積回路の回路配置に関する法律、地理的表示に関する法律、不当競争防止法等の知財関連法及びそれらの施行法、さらには罰則規定等々が記載されている。

産業財産権法 : Royal Decree No. 67/2008

産業財産権規則 : 産業財産権法に係る規則 No. 105/2008

1.2.2. 管轄官庁及び人的体制

(1) 特許、実用新案、意匠、商標ともにオマーン商工省知的財産部局が管轄する。

² 引用したオマーンの法令及び規則の英訳文は WIPI 掲載のものを使用し、AIPPI にて仮訳した。

産業財産権法 : <http://www.wipo.int/wipolex/en/details.jsp?id=11876> (最終アクセス日 : 2017 年 3 月 2 日)

産業財産権規則 : http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=179951 (最終アクセス日 : 2017 年 3 月 2 日)

WIPOLex <http://www.wipo.int/wipolex/en/profile.jsp?code=OM> (最終アクセス日 : 2017 年 3 月 2 日) で得られた英文の条文を AIPPI で仮訳した。

(2) 職員数は、総数 53 名。特許・実用新案の審査官は 9 名、意匠の審査官は 1 名、商標の審査官は 7 名である³。

商工省知的財産部組織図を以下に示す。

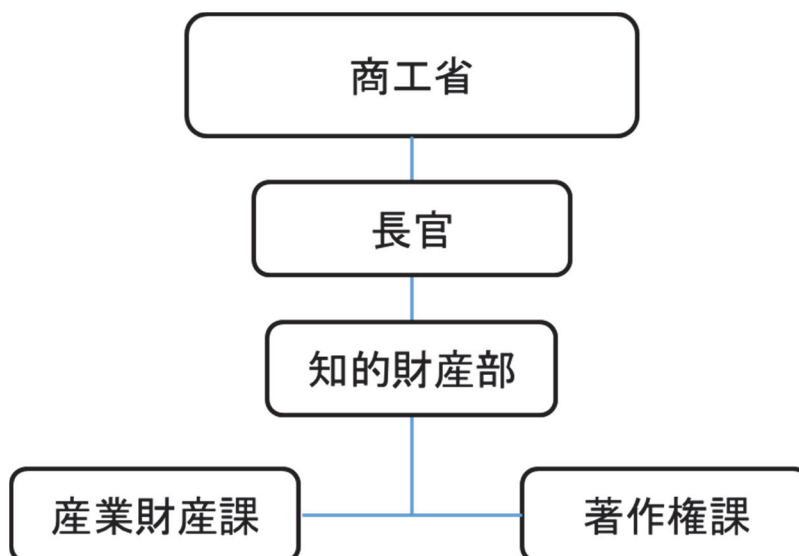


図 OM-1 オマーン商工省知的財産部局組織図⁴

1.3. 産業財産制度の基礎情報（統計情報）

1.3.1. 産業財産権の出願・登録件数

(1) 特許、実用新案、意匠、商標の出願件数と登録件数⁵

	年	特許	実用新案	意匠	商標
出願件数	2011	—	—	183	1,689
	2012	—	—	186	1,748
	2013	—	—	352	1,813
	2014	—	—	239	2,017
	2015	—	—	328	2,061
登録件数	2011	—	—	183	1,611
	2012	—	—	186	1,540
	2013	—	—	352	1,770
	2014	—	—	239	1,759
	2015	—	—	328	2,115

³ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

⁴ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

⁵ WIPO IP Statistics Data Center <http://ipstats.wipo.int/ipstatv2/index.htm> を参照した（最終アクセス日：2017 年 3 月 1 日）。

(2) 特許、実用新案、意匠、商標の国籍別の出願件数（上位5か国）⁶

年	特許		実用新案		意匠		商標	
	国籍	出願件数	国籍	出願件数	国籍	出願件数	国籍	出願件数
2011	—	—	—	—	CH	111	US	248
	—	—	—	—	FR	15	CN	210
	—	—	—	—	DE	4	CH	202
	—	—	—	—	HR	4	DE	176
	—	—	—	—	TR	3	FR	172
2012	—	—	—	—	CH	106	US	249
	—	—	—	—	FR	11	CN	186
	—	—	—	—	DE	4	CH	182
	—	—	—	—	TR	2	DE	166
	—	—	—	—	ES/DK/EG/ LI/SI	1	FR	161
2013	—	—	—	—	CH	192	US	279
	—	—	—	—	TR	13	CH	200
	—	—	—	—	NO	11	CN	186
	—	—	—	—	FR	6	DE	180
	—	—	—	—	ES	5	FR	176
2014	—	—	—	—	CH	182	US	355
	—	—	—	—	FR	11	DE	248
	—	—	—	—	TR	5	CN	211
	—	—	—	—	NO	5	CH	180
	—	—	—	—	DE	5	FR	161
2015	—	—	—	—	CH	221	US	370
	—	—	—	—	FR	11	DE	200
	—	—	—	—	TR	11	CH	196
	—	—	—	—	DE	8	FR	178
	—	—	—	—	NO	7	CN	153

CH：スイス CN：中国 DE：ドイツ DK：デンマーク EG：エジプト
 ES：スペイン FR：フランス HR：クロアチア LI：リヒテンシュタイン
 NO：ノルウェー SI：スロベニア TR：トルコ US：米国

※ 国名を“/”で分けて併記した国の件数は同数である。

⁶ WIPO IP Statistics Data Center <http://ipstats.wipo.int/ipstatv2/index.htm> を参照した
 (最終アクセス日：2017年3月1日)。

(3) 特許、実用新案、意匠、商標の国籍別の登録件数（上位5か国）⁷

年	特許		実用新案		意匠		商標	
	国籍	登録件数	国籍	登録件数	国籍	登録件数	国籍	登録件数
2011	—	—	—	—	CH	111	US	220
	—	—	—	—	FR	15	CH	203
	—	—	—	—	DE	4	CN	196
	—	—	—	—	HR	4	DE	176
	—	—	—	—	TR	3	FR	165
2012	—	—	—	—	CH	106	US	247
	—	—	—	—	FR	11	CH	173
	—	—	—	—	DE	4	DE	171
	—	—	—	—	TR	2	CN	165
	—	—	—	—	DK/ES/EG/ LI/SI	1	FR	154
2013	—	—	—	—	CH	192	US	253
	—	—	—	—	TR	13	CN	200
	—	—	—	—	NO	11	FR	184
	—	—	—	—	FR	6	CH	180
	—	—	—	—	ES	5	DE	165
2014	—	—	—	—	CH	182	US	319
	—	—	—	—	FR	11	DE	233
	—	—	—	—	TR	5	CN	177
	—	—	—	—	NO	5	CH	158
	—	—	—	—	DE	5	FR	142
2015	—	—	—	—	CH	221	US	405
	—	—	—	—	FR	11	CH	212
	—	—	—	—	TR	11	DE	202
	—	—	—	—	DE	8	FR	197
	—	—	—	—	NO	7	CN	182

CH：スイス CN：中国 DE：ドイツ DK：デンマーク EG：エジプト
 ES：スペイン FR：フランス HR：クロアチア LI：リヒテンシュタイン
 NO：ノルウェー SI：スロベニア TR：トルコ US：米国

※ 国名を“/”で分けて併記した国の件数は同数である。

⁷ WIPO IP Statistics Data Center <http://ipstats.wipo.int/ipstatv2/index.htm> を参照した
 (最終アクセス日：2017年3月1日)。

(4) 特許、実用新案、意匠、商標の分類別の出願件数（上位5分類）⁸

年	特許		実用新案		意匠 ⁹		商標 ¹⁰	
	分類	出願件数	分類	出願件数	分類	出願件数	分類	出願件数
2011	—	—	—	—	第10類	80	第9類	378
	—	—	—	—	第11類	17	第35類	284
	—	—	—	—	第15類	13	第5類	243
	—	—	—	—	第3類	8	第3類	223
	—	—	—	—	第12類	7	第41類	179
2012	—	—	—	—	第10類	87	第9類	370
	—	—	—	—	第15類	19	第3類	283
	—	—	—	—	第11類	11	第35類	277
	—	—	—	—	第9類	10	第5類	231
	—	—	—	—	第23類	7	第25類	185
2013	—	—	—	—	第10類	155	第9類	386
	—	—	—	—	第11類	24	第3類	310
	—	—	—	—	第26類	21	第35類	302
	—	—	—	—	第20類	18	第5類	248
	—	—	—	—	第12類	17	第42類	189
2014	—	—	—	—	第10類	131	第9類	430
	—	—	—	—	第11類	26	第35類	335
	—	—	—	—	第9類	15	第3類	303
	—	—	—	—	第26類	10	第5類	285
	—	—	—	—	第19,25類	6	第25類	209
2015	—	—	—	—	第10類	163	第9類	458
	—	—	—	—	第11類	37	第35類	334
	—	—	—	—	第9類	18	第3類	333
	—	—	—	—	第12類	18	第5類	255
	—	—	—	—	第21,26類	13	第30類	209

※ 分類番号を“,”で分けて併記した分類の件数は同数である。

⁸ WIPO IP Statistics Data Center <http://ipstats.wipo.int/ipstatv2/index.htm> を参照した
(最終アクセス日: 2017年3月1日)。

⁹ 巻末の M. 国際分類を参照

¹⁰ ニース分類の版数は不明

(5) 特許、実用新案、意匠、商標の分類別の登録件数（上位5分類）¹¹

年	特許		実用新案		意匠 ¹²		商標 ¹³	
	分類	登録件数	分類	登録件数	分類	登録件数	分類	登録件数
2011	—	—	—	—	第10類	80	第9類	363
	—	—	—	—	第11類	17	第35類	268
	—	—	—	—	第15類	13	第5類	239
	—	—	—	—	第3類	8	第3類	229
	—	—	—	—	第12類	7	第16類	175
2012	—	—	—	—	第10類	87	第9類	325
	—	—	—	—	第15類	19	第3類	244
	—	—	—	—	第11類	11	第35類	217
	—	—	—	—	第9類	10	第5類	216
	—	—	—	—	第23類	7	第25類	156
2013	—	—	—	—	第10類	155	第9類	384
	—	—	—	—	第11類	24	第35類	296
	—	—	—	—	第26類	21	第3類	291
	—	—	—	—	第20類	18	第5類	236
	—	—	—	—	第12類	17	第42類	199
2014	—	—	—	—	第10類	131	第9類	396
	—	—	—	—	第11類	26	第3類	292
	—	—	—	—	第9類	15	第35類	286
	—	—	—	—	第26類	10	第5類	232
	—	—	—	—	第19,25類	6	第25類	184
2015	—	—	—	—	第10類	163	第9類	501
	—	—	—	—	第11類	37	第35類	347
	—	—	—	—	第9類	18	第3類	327
	—	—	—	—	第12類	18	第5類	291
	—	—	—	—	第21,26類	13	第42類	208

※ 分類番号を“;”で分けて併記した分類の件数は同数である。

¹¹ WIPO IP Statistics Data Center <http://ipstats.wipo.int/ipstatv2/index.htm> を参照した
(最終アクセス日: 2017年3月1日)。

¹² 巻末のM. 国際分類を参照

¹³ ニース分類の版数は不明

- (6) 特許、実用新案、意匠、商標の出願人名別の上位 5 名の出願件数
本調査では情報が得られなかった。

1.3.2. 審査に係る期間¹⁴

	特許	実用新案	意匠	商標
上記の日からファーストアクションまでの平均月数	審査請求日から 3月	審査請求日から 3月	審査請求日から 2月	審査請求日から 2月
上記の日から最終処分（登録／拒絶）までの平均月数	審査請求日から 3年	審査請求日から 3年	審査請求日から 3月	審査請求日から 8月

1.3.3. 行政訴訟及び民事訴訟の統計（判例等）

本調査では情報が得られなかった。

1.4. 産業財産制度の動向

1.4.1. 知的財産に関する政策・戦略

本調査では情報が得られなかった。

1.4.2. 知的財産に関する運用（品質管理、審査官の育成、知的財産の利用促進等）

E ラーニング、WIPO での研修、海外知財庁による研修などを利用して審査官の人材育成を図っている。

1.4.3. その他産業財産制度の運用等に関する情報

エジプトとの間に協力関係があり、エジプト特許庁と会議の機会がある。
また、特許・実用新案審査の 60% をエジプト特許庁に委託している。

¹⁴ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

2. 特許

2.1. 特許制度の枠組み

2.1.1. 保護対象

産業財産権法（以下、「法」）第 2 条に保護の対象から除かれるものが規定されている。

法第 2 条

1- 次のものは特許保護の対象から除外される。

A) 発見、科学的理論及び数学的方法；

B) ビジネス、純粋な精神活動又はゲームに際して利用するスキーム、ルール又は方法；

C) 天然物質；本規定は、当該天然物質を本来の環境から分離させる方法には適用されない。

D) 新たな使用方法が発見された既知の物質；本規定は、その使用方法自体が発明を構成する場合には、当該使用方法には適用されない。

E) 微生物以外の動物並びに非生物学的及び微生物学的方法以外の動物及びその一部を生産するための本質的に生物学的な方法；

F) 公序良俗を保護するために、オマーン領域内における商業的実施の防止が必要な発明。

(以下、省略)

また、法第 3 条に、新規性、進歩性、産業上の利用可能性が要求されている。

法第 3 条

1- 発明は、新規で進歩性があり、かつ、産業上利用可能な場合に特許できる。

発明は、先行技術から予期できない場合に、新規である。先行技術は、発明をクレームしている出願の出願日又は適切な場合には当該出願の優先日に先立ち、世界中のいずれかの地域で、有形の形式による公表、口頭による開示、使用又はその他の方法で、公衆に開示されたものから構成される。

発明の公衆への開示は、出願日又は出願の優先日前の 12 カ月以内に行われ、かつ、出願人若しくはその前権利者の行為又は第三者による出願人若しくはその前権利者の権利の濫用を理由とするものであるか又はかかる行為若しくは濫用の結果である場合には、考慮されない。

2- 発明は、本願発明の出願日又は優先日時点において、当業者にとって自明でない場合、進歩性を有するとみなされる。

3- 発明は、いかなる産業においても製造若しくは使用できる場合又は経済、農業、手工業、漁業及びサービスのすべての分野において特定の実質的な信頼できる有用性を有する場合、産業上利用可能であるとみなされる。

2.1.2. 権利の存続期間

特許権の存続期間について、法第 12 条に規定され、出願日から 20 年であるが、出願人の事情によらない長期の審査期間を要した場合等のとき、4 年を限度として、期間の延長が認められる。

法第 12 条

1-

(A) 第二項を条件として、特許は特許出願の出願日の 20 年後に消滅する。

(B) 特許が出願日後 4 年以上経過した後又は審査請求から 2 年以上経過した後のいずれか遅い方に、出願人が管理できない理由により付与された場合、当該特許の保護期間は、出願日から 4 年を超える期間について補償するために延長されるが、当該延長期間は通常の満了日から 5 年を超えないものとする。保護期間の延長は、特許所有者の請求及び所定の手数料の支払により認められる。

(以下、省略)

2.1.3. 権利の効力

特許権の効力は、法第 11 条に規定され、特許された発明を第三者による実施から保護する、とし、実施の内容が詳述されている。

法第 11 条

1- 特許は、その所有者に、第三者によるオマーンでの特許発明の実施を防止する権利を授与する。

(以下、省略)

2.1.4. 優先権

優先権に関して、法第 7 条に規定されており、パリ条約加盟国に出願された特許には 12 月の優先権が与えられる。

法第 7 条

1- 出願には、出願人又はその前権利者によりパリ条約の加盟国及び世界貿易機関の加盟国において又は当該国について出願された一又は二以上の先の国内出願又は広域出願について、パリ条約に定める優先権を主張する宣言を含むことができる。優先期間は 12 カ月とし、パリ条約第 4 条の規定に従って計算される。優先権は、特に、その間に行われた他の出願、当該発明の公表又は実施によって不利な取り扱いを受けないものとし、これらの行為は第三者のいかなる権利又は使用の機能をも生じさせない。

(以下、省略)

2.1.5. 新規性の喪失の例外

新規性喪失の例外は、法第 3 条に規定されており、12 月の猶予期間が認められる。

法第 3 条

1- 発明は、新規で進歩性があり、かつ、産業上利用可能な場合に特許できる。

発明は、先行技術から予期できない場合に、新規である。先行技術は、発明をクレームしている出願の出願日又は適切な場合には当該出願の優先日に先立ち、世界中のいずれかの地域で、有形の形式による公表、口頭による開示、使用又はその他の方法で、公衆に開示されたものから構成される。

発明の公衆への開示は、出願日又は出願の優先日前の 12 カ月以内に行われ、かつ、出願人若しくはその前権利者の行為又は第三者による出願人若しくはその前権利者の権利の濫用を理由とするものであるか又はかかる行為若しくは濫用の結果である場合には、考慮されない。

(以下、省略)

2.1.6. 登録要件

登録要件は、法第 3 条に規定されており、新規性、進歩性、産業上の利用可能性が求められている。

法第 3 条

1- 発明は、新規で進歩性があり、かつ、産業上利用可能な場合に特許できる。

(以下、省略)

2.1.7. 第三者による情報提供制度

法第 9 条 C)5 に審査請求の規定があり、第三者による審査請求が可能とされ、その中で公開から 120 日の間、情報提供が可能とされる。

法第 9 条

(A)-B)、省略)

(C)1-4、省略)

5-

A-出願日から 36 カ月以内であれば、特許出願人又はその他の関係者は、登録官に特許出願について本法の要件の充足性に関する審査請求をすることができる。ただし、当該請求と共に請求項の数を考慮した所定の手数料が支払われることを条件とする。登録官は、審査請求を公報に公告する。

B-前項の請求が所定の期間内に行われない場合、出願は放棄されたものとみなされる。

C- 実体審査請求の通知が公報に公告されてから 120 日以内であれば、関係者は登録官に特許性に関する情報及び関連する証拠を提出することができる。

(以下、省略)

2.1.8. 出願公開制度

出願の公開は法第9条C)4-Aに規定され、出願から18月で公開される。

法第9条

(A)-B)、省略)

(C)1-3、省略)

4-A- 登録官は、出願日から18カ月の経過後直ちに、特許出願を公衆の閲覧のために公開するものとする。当該行為に関する公告は、次の要素を公報に公開する形で行われる。

- 1) 出願の数及び出願日
 - 2) 発明の名称
 - 3) 出願人及び発明者の名称又は氏名
 - 4) 優先日
 - 5) 国際分類
 - 6) 該当する場合には、発明の主要素を描写する図面
 - 7) 要約書
- (以下、省略)

2.1.9. 審査請求制度

法第9条C)5に規定があり、出願から36月以内に審査請求が必要とされる。

法第9条

(A)-B) 省略)

(C)1-4 省略)

5-A 出願から36月以内に、出願人又はその他の利害関係者は、登録官に対して、請求の数を考慮した所定の手数料の支払いを伴った請求を条件として、特許出願が本法律に基づく条件の遵守に関して特許出願が審査されることを請求することができる。登録官は、審査請求を官報に公示しなければならない。

(以下、省略)

2.1.10. 秘密保持に関する制度

秘密特許制度はない¹⁵。

2.1.11. 分割に関する制度

特許の分割に関して、法第6条3に規定され、特許査定となるまでの間、何時でも分割が可能である。

¹⁵ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

法第 6 条

(1-2 省略)

3・出願人は、出願に対して特許査定が下されるまでに、当該出願を 1 又は 2 以上の出願に分割することができる。ただし、各分割出願が原出願で開示されている事項を超えないものとする。各分割出願は原出願の出願日及び優先日を付与される権限を有する。

(以下、省略)

2.1.12. 出願の変更に関する制度

法第 18 条に規定され、特許査定又は拒絶査定が決定される前であれば、特許出願は実用新案出願に変更できる。

法第 18 条

1・(A) 本法第 9 条第 5 項の規定による特許出願の審査前であればいつでも、又は、特許若しくは工業意匠証明書の付与又は拒絶査定の前であれば、特許若しくは工業意匠証明書の出願人は、所定の手数料を支払うことで、その出願を実用新案出願に変更することができる。当該実用新案出願には、原出願の出願日が付与される。

(以下、省略)

2.1.13. 異議申立てに関する制度

異議申立てに代わる制度として、法第 98 条に規定があり、登録官の決定に対して不服がある場合は裁判所に申し立てることができる。

法第 98 条

利害関係人は、決定を知った日から 60 日以内に管轄裁判所に対して、産業財産権に関する大臣、登録官又はその他の当局により行われた決定に対して不服を申し立てることができる。

2.1.14. 審判制度

(1) 査定不服審判制度

法第 98 条に規定があり、登録官の決定に対して不服がある場合は裁判所に申し立てることができる。

法第 98 条

利害関係人は、決定を知った日から 60 日以内に管轄裁判所に対して、産業財産権に関する大臣、登録官又はその他の当局により行われた決定に対して不服を申し立てることができる。

(2) 無効審判制度

特許の無効等を商工省知的財産部内で処理する審判制度に関する条項は確認できなかったが、登録官の決定に対する不服は裁判所への提訴として行われ、特許の無効を主張する場合、法第 14 条の規定に従って、裁判所に提訴することになる。

法第 14 条

1 - いずれの関係者も、管轄裁判所に特許の無効を請求することができる。

(以下、省略)

(3) 訂正審判制度

法第 97 条に規定があり、登録官又は管轄裁判所に申し立てることにより訂正できる。

法第 97 条

1 - 登録官は、本法の規定に従い、産業財産権登録のために提出された出願書類、文書又は本法律の規定に従って実施された記録に関して、実体的でない誤りを訂正できる。しかしながら、与えられた権利に影響を与える実質的な誤りは、管轄裁判所によってのみ変更される。

2 - 登録官は、前項で言及した誤りを訂正する必要があるとみなした場合は、書面による請求を受けて、関係当事者が書面で通知することにより、手続きの実行時間を延長することができる。

2.2. 審査基準・審査ガイドライン

審査基準・審査ガイドラインに関して、本調査では情報が得られなかった。

2.3. 審査業務

2.3.1. 出願から登録までの流れ

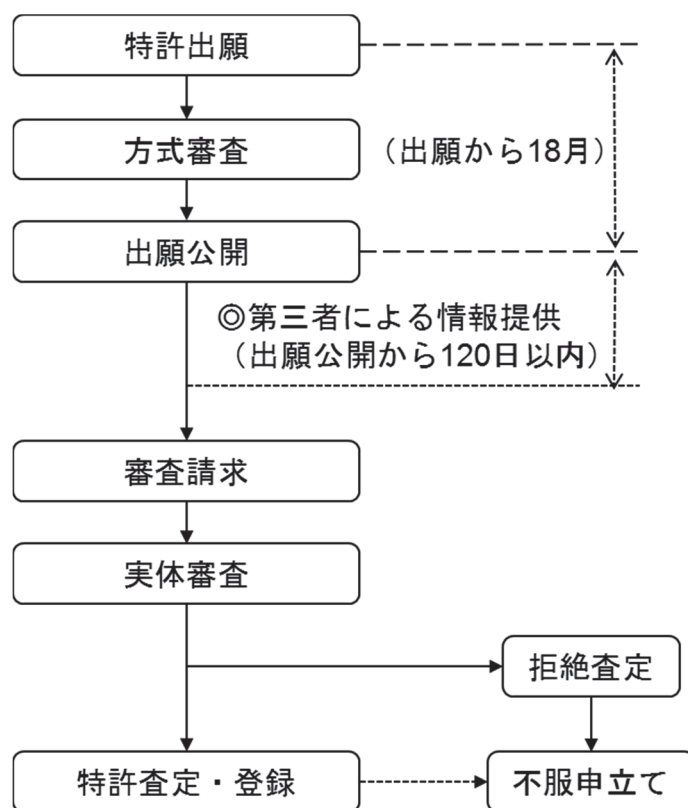


図 OM-2 出願から特許査定までの流れ¹⁶

2.3.2. 使用分類

法第1条の定義の中に、国際分類 (International Classification) の項があり、IPC が採用されている。

法第1条

本法の規定の適用上、以下の語句及び表現は、文脈上他の意味に解すべき場合を除き、次の意味をもつものとする。

(中略)

国際分類：国際合意により確立された特許、発明者証、実用新案、実用証、工業スケッチ (industrial sketches)、意匠及び標章に関する分類。

(以下、省略)

2.3.3. 出願に用いる言語

産業財産権規則 (以下、「規則」) 第3条に規定があり、登録官への提出書類はアラビ

¹⁶ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

ア語以外で書かれたものには 90 日以内のアラビア語の翻訳の添付が求められる。

規則第 3 条

様式

(1)-(3)省略

(4)

アラビア語以外の言語で登録官に提出された書類には、アラビア語の翻訳文を添付するものとする。しかしながら、登録官は、翻訳文の提出のために、出願日から 90 日間の期限を認めることができる。

2.3.4. 出願日の認定と出願書類

出願日の認定について、法第 9 条に規定があり、アラビア語で記載された出願書式、アラビア語で記載された出願人の情報、何語かで記載された明細書が提出された日を出願日とする。

法第 9 条

A) 登録官は、出願の受領日を出願日とする。ただし、当該出願が次の要素をすべて含むことを条件とする。

- 1- 要素が出願となることを意図されたものである旨を、アラビア語で記載した明示又は黙示の表示。
- 2- アラビア語で記載された、出願人の身元の確認を可能にする表示及び出願人と商工省知的財産部との連絡を可能にする情報。
- 3- いかなる言語かにより記載された、表面上、発明の明細書と見られるものの一部。
- 4- 適切な場合には、アラビア語で記載された先の出願への言及。

(以下、省略)

なお、出願書類として以下のものが要求される¹⁷。

・付与願書

出願書類は様式 No.7 を使用して登録官に提出する。出願書類には次を含む：

- (a) 出願人の氏名及び住所、国籍並びに居所
- (b) 出願人が発明者であれば願書にその旨を表示し、そうでなければ発明者の氏名及び住所を記載し、出願人が特許を受ける権利について正当化する陳述を添付する。
- (c) 出願人が代理人によって代理される場合には願書にその旨を表示し、代理人の氏名及び住所を記載する。
- (d) 発明の名称は短文（2 語から 7 語が望ましい）かつ簡潔とする。

¹⁷ AIPPI 「外国出願のためのマニュアル No.143」

・添付書類

特許出願に必要な書類は次のとおり：

- (1) 公証又はオマーン領事認証を受けた、出願人名義の委任状¹⁸
- (2) 発明者が自身の特許を受ける権利を出願人に譲渡するために作成した譲渡証
この書類は公証又はオマーン領事認証、又はオマーン領事がいなければ他のアラブ諸国の領事認証を受けなければならない。
- (3) 出願人企業の法人証明書の証明付謄本、又は商業登記簿における出願人の記載事項の証明付抄本、又はすべての関連情報を含む十分な証拠力を持つ証明書
- (4) 英語及びアラビア語による明細書 2 通、出願時に作成及び提出し、厳格に次の順序で記載：
 - － 発明者の氏名、出願人の氏名、発明の技術分野、発明の概要、該当すれば図面の簡単な説明を含む要約（公報に公開するために 1 頁、200 語以内とする）
 - － 発明の完全な明細書
 - － クレーム
 - － 該当すれば図面
- (5) 公報に公開するための、発明及び保護を求める新規クレームの約 200 語による簡単な説明
この簡単な説明は出願から独立したものであり、次を含むべきである：
 - (a) 出願人が発明者でなければ発明者及び出願人の氏名、及び両者の住所
 - (b) 発明の明細書、保護を求めるクレーム及びそれに添付する特徴的な図面の概要
この概要は発明の技術分野又は科学分野を表示し、技術的課題、それを解決するための要旨及び発明の主たる用途について明確な概念を表示しなければならない。
- (6) 優先権主張の場合には本国における出願若しくは登録の証明付謄本、又は証明付の優先権書類（アラビア語翻訳文を添付する）（出願時に特許番号及び最初の出願日を明らかにする）

注意：(4)の書類は出願日に商工省知的財産部に提出すべきであるが、(1)(2)(3)(5)(6)は特許出願日から 3 か月以内に（延長は厳格に認められない）提出できる。遅延提出して出願に追完する書類は、遅延提出手数料の対象とされる。

2.3.5. 審査の手順¹⁹

出願はオマーン商工省知的財産部の登録官宛に行う。電子出願は受け付けていない。方式審査がなされ、問題があれば、60 日以内に補正が必要となるが、出願日は維持される。

オマーンでのサーチは行われず、外国でのサーチ結果の提出も義務とはされていない

¹⁸ SABA IP POA 資料： http://www.sabaip.com/documents/fe_downloadable/Oman--Power-of-Attorney-Patents-.pdf
（最終アクセス日：2017 年 3 月 13 日）

¹⁹ AIPPI 「外国出願のためのマニュアル No.143」

い。

実体審査はオマーン商工省知的財産部に代わりエジプト特許庁が行う。

再審査に関しては情報が無い。

異議申立制度はないが、条文（法第 9 条 C)5-C）から、第三者による審査請求が可能であり、その中で情報提供が可能である。

法第 9 条

(A)-B)、省略)

C)

(1-4、省略)

5-

A- 出願日から 36 月以内であれば、特許出願人又はその他の関係者は、登録官に特許出願について本法の要件の充足性に関する審査請求をすることができる。ただし、当該請求と共に請求項の数を考慮した所定の手数料が支払われることを条件とする。登録官は、審査請求を公報に公告する。

B- 前項の請求が所定の期間内に行われない場合、出願は放棄されたものとみなされる。

C- 実体審査請求の通知が公報に公告されてから 120 日以内であれば、関係者は登録官に特許性に関する情報及び関連する証拠を提出することができる。

(以下、省略)

2.3.6. 審査結果の通知及び応答

規則第 34 条に規定があり、登録官はサーチ及び審査の結果に基づき、出願人に通知する。出願人は通知から 90 日以内に補正又は分割等の応答を行う。(拒絶理由の) 通知は複数回に及ぶこともある。

登録官は、特許又は拒絶の査定結果を出願人に通知し、特許査定の場合は通知から 90 日以内に手数料の支払いが求められる。

規則第 34 条

実体審査及び特許又は拒絶の査定

(1) 登録官は、サーチ及び審査報告書の結論を十分に考慮した上で、法に定める要件が満たされていないという意見である場合、書面により、出願人に対して、通知日から 90 日以内にその意見書の提出及び該当する場合には出願の補正又は分割を行うよう通知する。登録官が必要とみなす場合、通知は複数回にわたって行うことができる。

(2) 出願人が当該通知に従わない場合、又は出願人が意見書の提出又は補正若しくは分割を行ったにもかかわらず登録官が本法に定める要件が満たされていないという意見の場合、

(3) 登録官は、出願人に、存在する場合にはその査定に基づくサーチ及び審査報告書の写しを添付して、書面により特許の付与又は拒絶の査定を通知し、特許査定の場合には、通知日から 90 日以内に査定料を支払うよう要請する。

2.3.7. 出願・登録手数料²⁰

特許

料金

OMR USD²¹

出願人が法人の場合

特許出願.....	300.00	781.25
遅延提出書類一通当たり.....	20.00	52.08
条約に基づく優先権主張.....	0.00	0.00
2年次年金の支払.....	200.00	520.83
3年次年金の支払.....	300.00	781.03
4年次年金の支払.....	400.00	1,041.67
5年次年金の支払.....	500.00	1,302.08
6年次年金の支払.....	600.00	1,562.50
7年次年金の支払.....	700.00	1,822.92
8年次年金の支払.....	800.00	2,083.33
9年次年金の支払.....	900.00	2,343.75
10年次年金の支払.....	1,000.00	2,604.17
11年次年金の支払.....	1,100.00	2,864.58
12年次年金の支払.....	1,200.00	3,125.00
13年次年金の支払.....	1,300.00	3,385.42
14年次年金の支払.....	1,400.00	3,645.83
15年次年金の支払.....	1,500.00	3,906.25
16年次年金の支払.....	1,600.00	4,166.67
17年次年金の支払.....	1,700.00	4,427.08
18年次年金の支払.....	1,800.00	4,687.50
19年次年金の支払.....	1,900.00	4,947.92
20年次年金の支払.....	2,000.00	5,208.33
20年後の保護の習得.....	2,000.00	5,208.33
特許出願の補正.....	100.00	260.42
特許出願への追加.....	100.00	260.42
特許登録簿に関する所有者の氏名又は住所の変更の登録.....	100.00	260.42
特許出願の譲渡の登録.....	500.00	1,302.08
商標登録簿に関する所有者の氏名又は住所の変更の登録.....	100.00	260.42
強制実施権の登録.....	2,000.00	5,208.33
特許登録に関する実施許諾契約の登録.....	500.00	1,302.08
申立て.....	200.00	520.83
明細書及び請求項の英語からアラビア語への翻訳（1頁当たり）.....	0.00	0.00
代理人の変更.....	100.00	260.42
特許証の取得.....	1,000.00	2,604.17
付与後の特許の優先権証明書の取得.....	500.00	1,302.08
特許の優先権証明書の取得.....	100.00	260.42
特許明細書の要約の作成.....	500.00	1,302.08
特許登録官との審問の出席.....	20.00	52.00

²⁰ AIPPI「外国出願のためのマニュアル No.143」

²¹ 為替レート 112 JPY / USD（2017年2月27日）

3. 実用新案

3.1. 実用新案制度の枠組み

3.1.1. 保護対象

実用新案に関して、法第 15 条に以下の規定があり、断りのない限り Part I の第 1 章 (特許) に関する規定が準用される。

法第15条

以下の規定に影響を与えることなく、第 1 部第 1 章の規定は実用新案証に準用される。

- 1- 発明は、新規で十分な進歩性があり、産業上利用可能である場合には、実用新案として登録できる。
- 2- 実用新案は、請求された実用新案と先行技術との間の相違点および類似点を考慮して、当業者に関連する先行技術からの一般的なやり方に帰されない場合、十分な進歩性があると看做される。
- 3- 実用新案の明細書は、実用新案が当業者によって実施されるために十分に明確かつ完全な方法でそれを開示しなければならない、また、特に、請求された実用新案がどのように対象物の効用又は機能性を向上させるかを示さなければならない。
- 4- 登録官による実用新案登録出願の審査は、本法律の規定に従うものとする。

3.1.2. 権利の存続期間

実用新案の権利の存続期間は、法第 17 条に規定され、出願から 10 年とされる。

法第17条

本法の第 12 条第 2 項に基づき、実用新案証は、出願日後 10 年でその効力が消滅する。

3.1.3. 権利の効力

法第 16 条に規定があり、許可された実用新案を第三者による侵害から保護する、としている。

法第16条

1- 証明書の所有者は、この法律の規定に従って、契約なしに証明書を侵害する者、または侵害が起こる可能性のある行為を行う者に対して、裁判手続を開始する権利を有するものとする。

(以下、省略)

3.1.4. 優先権

前記、法第 15 条の規定により、特許と同等の優先権が与えられる。

3.1.5. 新規性の喪失の例外

前記、法第 15 条の規定により、特許と同等の新規性喪失の例外が認められる。

3.1.6. 登録要件

登録要件は、前記法第 15 条にあるように、新規性、進歩性、産業上の利用可能性が求められている。

3.1.7. 第三者による情報提供制度

前記、法第 15 条の規定により、特許と同等の情報提供が可能である。

3.1.8. 出願公開制度

前記、法第 15 条の規定により、特許と同等の出願公開がなされる。

3.1.9. 審査請求制度

前記、法第 15 条の規定により、特許と同等の審査請求制度が適用される。

3.1.10. 秘密保持に関する制度

秘密実用新案に関する制度はない²²。

3.1.11. 分割に関する制度

前記、法第 15 条の規定により、特許と同等の分割が可能である。

3.1.12. 出願の変更に関する制度

法第 18 条に規定があり、登録査定又は拒絶査定が決定されるまでの間、実用新案出願は特許出願又は意匠出願に変更できる。

法第 18 条

(1 - (A) 、省略)

(B) 実用新案証の出願人は、実用新案証の付与又は拒絶の査定前であればいつでも、所定の手数料の支払により、その出願を特許又は工業意匠の出願へと変更することができ、かかる出願には原出願の出願日が付与される。

(以下、省略)

3.1.13. 異議申立てに関する制度

法第 98 条に規定があり、登録官の決定に対して不服がある場合は裁判所に申し立てることができる。

²² 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

法第 98 条

利害関係人は、決定を知った日から 60 日以内に管轄裁判所に対して、産業財産権に関する大臣、登録官又はその他の当局により行われた決定に対して不服を申し立てることができる。

3.1.14. 審判制度

前記、法第 15 条の規定により、特許と同等の扱いとなる。

3.2. 審査基準・審査ガイドライン

審査基準・審査ガイドラインに関して、本調査では情報が得られなかった。

3.3. 審査業務

3.3.1. 出願から登録までの流れ

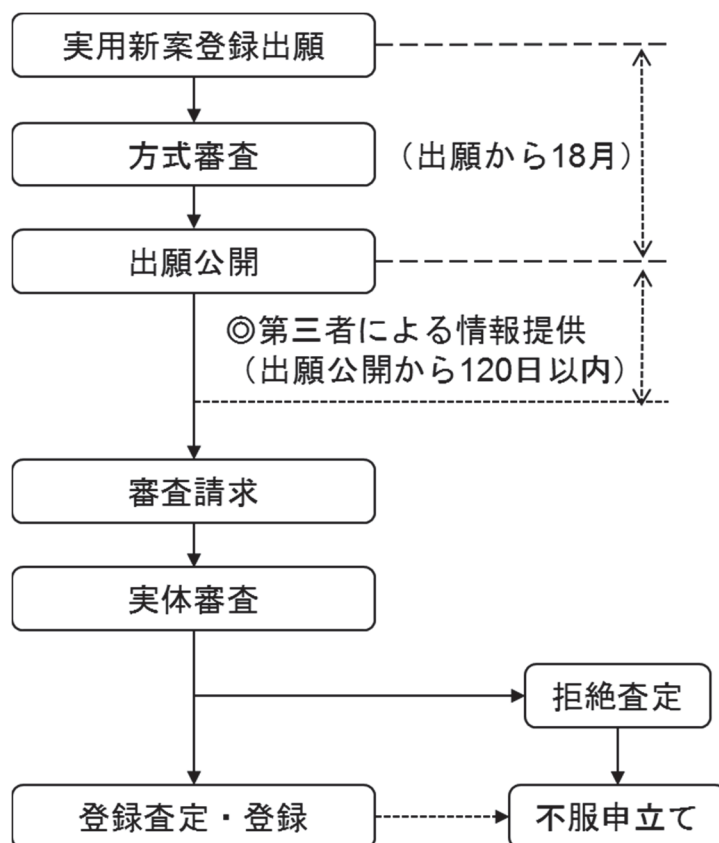


図 OM-3 出願から登録査定までの流れ²³

²³ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

3.3.2. 使用分類

法第1条の定義の中に、国際分類（International Classification）の項があり、IPCが採用されている。

法第1条

本法の規定の適用上、以下の語句及び表現は、文脈上他の意味に解すべき場合を除き、次の意味をもつものとする。

（中略）

国際分類：国際合意により確立された特許、発明者証、実用新案、実用証、工業スケッチ（industrial sketches）、意匠及び標章に関する分類。

（以下、省略）

3.3.3. 出願に用いる言語

産業財産権規則（以下、「規則」）第3条に規定があり、登録官への提出書類はアラビア語以外で書かれたものには90日以内のアラビア語の翻訳の添付が求められる。

規則第3条

様式

（(1)-(3)、省略）

(4) アラビア語以外の言語で登録官に提出された書類には、アラビア語の翻訳文を添付するものとする。しかしながら、登録官は、翻訳文の提出のために、出願日から90日間の期限を認めることができる。

3.3.4 出願日の認定と出願書類

前記、法第15条の規定により、特許と同等の審査手順となる。

なお、出願書類として以下のものが要求される²⁴。

・登録願書

出願書類は様式 No.7 を使用して登録官に提出する。

(a) 出願人の氏名及び住所、国籍並びに居所

(b) 出願人が考案者であれば願書にその旨を表示し、そうでなければ考案者の氏名及び住所を記載し、出願人が実用新案登録を受ける権利について正当化する陳述を添付する。

(c) 出願人が代理人によって代理される場合には願書にその旨を表示し、代理人の氏名及び住所を記載する。

(d) 実用新案の名称は短文（2語から7語が望ましい）かつ簡潔とする。

²⁴ AIPPI「外国出願のためのマニュアル No.143」

・ 添付書類

- (1) 公証又はオマーン領事認証を受けた、出願人名義の委任状²⁵
- (2) 発明者が自身の特許を受ける権利を出願人に譲渡するために作成した譲渡証
この書類は公証又はオマーン領事認証（オマーン領事がいなければ他のアラブ諸国の領事認証）を受けなければならない。
- (3) 出願人企業の法人証明書の証明付謄本、又は商業登記簿における出願人の記載事項の証明付抄本、又はすべての関連情報を含む十分な証拠力を持つ証明書
- (4) 英語及びアラビア語による明細書 2 通、出願時に作成及び提出し、厳格に次の順序で記載：
 - － 考案者の氏名、出願人の氏名、実用新案の技術分野、実用新案の概要、該当すれば図面の簡単な説明を含む要約（公報に公開するために 1 頁、200 語以内とする）
 - － 実用新案の完全な明細書
 - － クレーム
 - － 該当すれば図面
- (5) 公報に公開するための、発明及び保護を求める新規クレームの約 200 語による簡単な説明
この簡単な説明は出願から独立したものであり、次を含むべきである：
 - (a) 出願人が発明者でなければ発明者及び出願人の氏名、及び両者の住所
 - (b) 発明の明細書、保護を求めるクレーム及びそれに添付する特徴的な図面の概要
この概要は発明の技術分野又は科学分野を表示し、技術的課題、それを解決するための要旨及び発明の主たる用途について明確な概念を表示しなければならない。
- (6) 優先権主張の場合には本国における出願若しくは登録の証明付謄本、又は証明付の優先権書類（アラビア語翻訳文を添付する）（出願時に特許又は実用新案登録番号及び最初の出願日を明らかにする）

注意：(4)の書類は出願日に商工省知的財産部に提出すべきであるが、(1)(2)(3)(5)(6)は実用新案登録出願日から 3 か月以内に（延長は厳格に認められない）提出できる。

3.3.5. 審査の手順

前記、法第 15 条の規定により、特許と同等の審査手順となる。

3.3.6. 審査結果の通知及び応答

前記、法第 15 条の規定により、特許と同等の通知が行われ、応答が求められる。

²⁵ SABA IP POA 資料： http://www.sabaip.com/documents/fe_downloadable/Oman--Power-of-Architect-Patents-.pdf
（最終アクセス日：2017 年 3 月 13 日）

3.3.7. 出願・登録手数料²⁶

実用新案

	料金	
	OMR	USD ²⁷
出願人が法人の場合		
実用新案登録出	300.00	781.25
遅延提出書類一通当たり.....	20.00	52.08
条約に基づく優先権主張.....	0.00	0.00
2年次年金の支払.....	200.00	520.83
3年次年金の支払.....	300.00	781.03
4年次年金の支払.....	400.00	1,041.67
5年次年金の支払.....	500.00	1,302.08
6年次年金の支払.....	600.00	1,562.50
7年次年金の支払.....	700.00	1,822.92
8年次年金の支払.....	800.00	2,083.33
9年次年金の支払.....	900.00	2,343.75
10年次年金の支払.....	1,000.00	2,604.17
実用新案登録出願の補正.....	100.00	260.42
実用新案登録出願への追加.....	100.00	260.42
技術審査.....	300.00	781.03
実用新案登録簿における実用新案権者の氏名又は住所変更登録...	100.00	260.42
実用新案の譲渡登録.....	500.00	1,302.08
強制実施権の登録.....	2,000.00	5,208.33
実用新案のライセンス契約登録.....	500.00	1,302.08
申請.....	200.00	520.83
明細書及びクレームの英語からアラビア語への翻訳（各頁につき）	5.76	15.00
代理人変更.....	100.00	260.42
実用新案登録証取得.....	1,000.00	2,604.17
付与後の実用新案の証明付謄本の取得.....	500.00	1,302.08
実用新案の証明付謄本の取得.....	100.00	260.42
実用新案明細書の要約作成.....	500.00	1,302.08
実用新案登録官に対するヒアリング参加.....	20.00	52.00

²⁶ AIPPI「外国出願のためのマニュアル No.143」

²⁷ 為替レート 112JPY/USD (2017.02.27)

4. 意匠

4.1. 意匠制度の枠組み

4.1.1. 保護対象

意匠の保護対象に関して、法第 1 条に定義され、また法第 19 条、20 条に規定があり、技術的な結果又は実用的な機能の向上のためだけのデザインは保護されない。また、出願前に公開されていないものに限るとされている。

法第 1 条

本法律の規定を適用する目的のために、以下の言葉および表現は、文脈によって他に要求されない限り、以下に示す意味を有するものとする。

(中略)

意匠：線または色に関連付けられているかどうかにかかわらず、線または色の任意の構成または任意の 3 次元形状であり、そのような構成物又は形態が、工業製品又は手工芸製品に特別な外観を与え、産業または手工芸品の形態 (pattern) として役立つことができ、視覚に訴え、判断される物である。

(以下、省略)

法第 19 条

本章に基づく保護は、技術的な結果の取得又は実用的な機能にのみ資する工業意匠におけるいかなるものにも及ばない。

法第 20 条

- 1・ 工業意匠は、公衆に開示されたことがない場合に登録できる。
- 2・ 工業意匠は、登録出願の出願日又は適切な場合には当該出願の優先日に先立ち、世界中のいずれかの地域で、有形の形式による公表、口頭による開示、使用又はその他の方法で、公衆に開示された意匠と著しく相違する場合、新規である。
- 3・ 本法の第 3 条及び第 7 条の規定は、第 7 条に定める期間が 6 月であることを除き、登録可能な工業意匠に適用される。そのため、上記の期間の満了前にオマーンでされた出願は、その間に行われた他の出願又は当該意匠に係る物品の販売によって不利な取り扱いを受けないものとし、これらの行為は第三者のいかなる権利をも生じさせない。
- 4・ 公序良俗に反する工業意匠は登録できない。

4.1.2. 権利の存続期間

意匠権の権利の存続期間については法第 24 条 4 に規定され、出願から 5 年間であり、5 年ごとに 2 度の延長が認められる。

法第 24 条

(1-3、省略)

4・工業意匠の登録は、登録出願の出願日から5年間とする。所有者が、規則の規定に基づき、かつ、所定の手数料の支払いにより請求する場合、登録は5年間ずつの連続する2期間更新される。所定の付加料金を支払うことで、6月の猶予期間が更新料の遅延支払について認められ、当該支払が行われない場合、登録工業意匠は失効する。失効した登録工業意匠は回復されない。

4.1.3. 権利の効力

意匠権の効力は、法第 24 条に規定され、所有者の同意を得ない第三者が、商業目的で、実質的なコピーである意匠を含む物品の製造・販売・輸入を防止する権利としている。

法第 24 条

1・工業意匠証は、その所有者に、所有者の同意を得ない第三者が、商業目的で、保護された意匠のコピー又は実質的なコピーである意匠を含む又は具体化する物品の製造、販売又は輸入する行為を防止する権利を授与する。

2・本法の第 11 条の規定は、登録工業意匠に準用される。

(以下、省略)

4.1.4. 優先権

法第 20 条の規定にあるように、法第 7 条にある特許に関する優先権規定を意匠に読み替え、また 12 月を 6 月に変えて、適用される。

法第 20 条

(1-2、省略)

3・本法の第 3 条及び第 7 条の規定は、第 7 条に定める期間が 6 月であることを除き、登録可能な工業意匠に適用される。そのため、上記の期間の満了前にオマーンでされた出願は、その間に行われた他の出願又は当該意匠に係る物品の販売によって不利な取り扱いを受けないものとし、これらの行為は第三者のいかなる権利をも生じさせない。

(以下、省略)

法第 7 条

1・出願には、出願人又はその前権利者によりパリ条約の加盟国及び世界貿易機関の加盟国において又は当該国について出願された一又は二以上の先の国内出願又は広域出願について、パリ条約に定める優先権を主張する宣言を含むことができる。優先期間は 12 月とし、パリ条約第 4 条の規定に従って計算される。優先権は、特に、その間に

行われた他の出願、当該発明の公表又は実施によって不利な取り扱いを受けないものとし、これらの行為は第三者のいかなる権利又は使用の機能をも生じさせない。

2- 登録官は、出願人に対して、先の出願がされた知的財産庁により正確であると保証された先の出願の写しを提出するよう求めることができる。登録官は、証明機関の判断により、写しを受領するものとする。

3- 前二項に基づく要件が満たされない場合、優先権宣言は行われていないものとみなされる。

4.1.5. 新規性喪失の例外

法第 20 条の規定にあるように、法第 3 条にある特許に関する新規性喪失の例外規定を意匠に読み替え、適用される。

法第 20 条

(1-2、省略)

3- 本法の第 3 条及び第 7 条の規定は、第 7 条に定める期間が 6 月であることを除き、登録可能な工業意匠に適用される。そのため、上記の期間の満了前にオマーンでされた出願は、その間に行われた他の出願又は当該意匠に係る物品の販売によって不利な取り扱いを受けないものとし、これらの行為は第三者のいかなる権利をも生じさせない。

(以下、省略)

法第 3 条

1- (前半、省略)

発明の公衆への開示は、出願日又は出願の優先日前の 12 月以内に行われ、かつ、出願人若しくはその前権利者の行為又は第三者による出願人若しくはその前権利者の権利の濫用を理由とするものであるか又はかかる行為若しくは濫用の結果である場合には、考慮されない。

(2-3 省略)

4.1.6. 登録要件

意匠の登録要件は、法第 19 条、20 条に規定があり、技術的な結果又は実用的な機能の向上のためだけのデザインは保護されない。また、出願前に公開されていないものに限るとされている。

法第 19 条

本章に基づく保護は、技術的な結果の取得又は実用的な機能にのみ資する工業意匠におけるいかなるものにも及ばない。

法第 20 条

- 1・ 工業意匠は、公衆に開示されたことがない場合に登録できる。
- 2・ 工業意匠は、登録出願の出願日又は適切な場合には当該出願の優先日に先立ち、世界中のいずれかの地域で、有形の形式による公表、口頭による開示、使用又はその他の方法で、公衆に開示された意匠と著しく相違する場合、新規である。
- 3・ 本法の第 3 条及び第 7 条の規定は、第 7 条に定める期間が 6 月であることを除き、登録可能な工業意匠に適用される。そのため、上記の期間の満了前にオマーンでされた出願は、その間に行われた他の出願又は当該意匠に係る物品の販売によって不利な取り扱いを受けないものとし、これらの行為は第三者のいかなる権利をも生じさせない。
- 4・ 公序良俗に反する工業意匠は登録できない。

4.1.7. 第三者による情報提供制度

意匠に関する第三者による情報提供制度についての条項は確認できなかった。

4.1.8. 出願公開制度

意匠の公開について、法第 23 条に規定があり、出願された意匠が本法及び規定を満たせば、登録官は意匠が認定されたことを公報に公開し、その後 90 日以内に登録料が払い込まれたのち、意匠は登録され公開される。

出願人が、登録意匠の公開の繰り延べを要求した場合、登録官は登録意匠の公開の繰り延べを開示し、繰り延べ期間の終了後、登録意匠を公開する。

公開の繰り延べは、法第 22 条に規定があり、出願時に要求する必要がある、出願又は優先日から最大 12 月とされる。

法第 23 条

(1、省略)

2・ 登録官は、本法及びその施行規則に定める要件が満たされていると認める場合、通知の公表日から 90 日以内に登録、公表、登録証の発行及び 5 年間の保護期間の費用を賄う所定の手数料が支払われた後に工業意匠の登録、登録の公告及び出願人への工業意匠の登録証の発行をする準備があることを公報に公告する。登録官は、手数料が適時に支払われなかった場合で、出願人が手数料を適時に支払うことができなかったことを正当化できると納得する場合、90 日間の延長を認めることができる。かかる延長が認められない場合、出願は登録官により取り消される。取り消された意匠は回復されない。

3・ A) 工業意匠の登録に際し、公表の延期の請求が行われた場合、意匠の表示及び出願に関するファイルは公衆の閲覧に供されない。この場、登録官は工業意匠の公表の延期の言及及び登録所有者を特定し、かつ、出願日、延期が請求された期間及びその他の所定の事項を示す情報を公告するものとする。

登録官は、延期期間の満了後、登録工業意匠を公表するものとする。

(以下、省略)

法第 22 条

(1-3、省略)

4・出願は、その提出時において、工業意匠の公開が、その登録に際して、出願の出願日又は優先権が主張されている場合は優先日から 12 月を超えない期間、延期されることの請求を含むことができる。

(以下、省略)

4.1.9. 審査請求制度

意匠に関して、審査請求に係る条項は確認できなかった。

4.1.10. 秘密保持に関する制度

秘密意匠制度及び公開繰延制度はない²⁸。

4.1.11. 分割に関する制度

意匠の分割に関する条項は確認できなかった。

4.1.12. 変更に関する制度

法第 18 条に規定され、出願された意匠が登録査定又は拒絶査定となる前であれば、出願された意匠を特許又は実用新案に変更することができる。

法第 18 条

1・(A) 本法第 9 条第 5 項の規定による特許出願の審査前であればいつでも、又は、特許若しくは工業意匠証明書の付与又は拒絶査定の前であれば、特許若しくは工業意匠証明書の出願人は、所定の手数料を支払うことで、その出願を実用新案出願に変更することができ、当該実用新案出願には、原出願の出願日が付与される。

(以下、省略)

4.1.13. 異議申立てに関する制度

法第 98 条に規定があり、登録官の決定に対して不服がある場合は裁判所に申し立てることができる。

法第 98 条

利害関係人は、決定を知った日から 60 日以内に管轄裁判所に対して、産業財産権に関する大臣、登録官又はその他の当局により行われた決定に対して不服を申し立てることができる。

²⁸ 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

4.1.14. 審判制度

(1) 査定不服審判制度

法第 98 条に規定があり、登録官の決定に対して不服がある場合は裁判所に申し立てることができる。

法第 98 条

利害関係人は、決定を知った日から 60 日以内に管轄裁判所に対して、産業財産権に関する大臣、登録官又はその他の当局により行われた決定に対して不服を申し立てることができる。

(2) 無効審判制度

登録された意匠の無効等を商工省知的財産部内で処理する審判制度に関する条項は確認できなかった。

無効の申立ては、法第 26 条で、法第 14 条の「特許」を「意匠」に読み替えて準用され、裁判所に提訴することになる。

法第 26 条

本法の第 14 条の規定は、工業意匠の強制実施権を無効化する手続きに準用される。

法第 14 条

1 - いずれの関係者も、管轄裁判所に特許の無効を請求することができる。

(以下、省略)

(3) 訂正審判制度

法第 97 条に規定があり、登録官又は管轄裁判所に申し立てることにより訂正できる。

法第 97 条

1 - 登録官は、本法の規定に従い、産業財産権登録のための提出された出願書類、文書又は本法律の規定に従って実施された記録に関して、実体的でない誤りを訂正できる。しかしながら、与えられた権利に影響を与える実質的な誤りは、管轄裁判所によってのみ変更される。

2 - 登録官は、前項で言及した誤りを訂正する必要があるとみなした場合は、書面による請求を受けて、関係当事者が書面で通知することにより、手続きの実行時間を延長することができる。

4.2. 審査基準・審査ガイドライン

審査基準・審査ガイドラインに関して、本調査では情報が得られなかった。

4.3. 審査業務

4.3.1. 出願から登録までの流れ

本調査では情報が得られなかった。

4.3.2. 使用分類

法第1条の定義の中に、国際分類（International Classification）の項があり、国際意匠分類が採用されている。

法第1条

本法の規定の適用上、以下の語句及び表現は、文脈上他の意味に解すべき場合を除き、次の意味をもつものとする。

（中略）

国際分類：国際合意により確立された特許、発明者証、実用新案、実用証、工業スケッチ（industrial sketches）、意匠及び標章に関する分類。

（以下、省略）

4.3.3. 出願に用いる言語

産業財産権規則（以下、「規則」）第3条に規定があり、登録官への提出書類はアラビア語以外で書かれたものには90日以内のアラビア語の翻訳の添付が求められる。

規則第3条

様式

((1)-(3)、省略)

(4) アラビア語以外の言語で登録官に提出された書類には、アラビア語の翻訳文を添付するものとする。しかしながら、登録官は、翻訳文の提出のために、出願日から90日間の期限を認めることができる。

4.3.4. 出願日の認定と出願書類

法第23条に規定があり、規定に従った意匠の表現が含まれた出願書類が提出された日を出願日としている。

法第23条

1- 登録官は、出願の受領日を出願日とする。ただし、出願を受理した時点において、出願は出願人の身元の確認を可能にする表示及び工業意匠に係る物品の必要な図的表示を含むもおとする。第9条A)の規定が適用される。

（以下、省略）

なお、出願書類として以下のものが要求される²⁹。

²⁹ AIPPI「外国出願のためのマニュアル No.143」

・登録願書

意匠登録出願は様式 No.30 を使用し、各出願人が署名する。

意匠登録出願は登録官に対して行い、願書、図面、意匠を組み入れた物品の写真又はその他の適切な表現物、意匠の使用対象である製品の種類の表示を含む。意匠が平面であれば意匠を組み入れた物品の見本を添付することができる。出願は所定の出願手数料の支払を条件とする。

出願人が創作者でなければ、願書には出願人が意匠登録を受ける権利を正当化する陳述を添付する。

最大 100 個までの複数意匠を同一出願の対象とすることができるが、国際分類の同一クラス、又は物品の同一セット若しくは構成に関係していることを条件とする。

出願時の出願に請求を含むことによって、登録時の意匠公開を、出願日又は優先権主張の場合には優先日から 12 か月以下の期間について繰り延べることができる。

・委任状

外国に居住する出願人は首長国内で居住及び活動する代理人を選任できるが、代理人は知的所有権実務について活動するライセンスの写しを管轄部に提出しなければならない。

代理人を選任する委任状は出願時又は出願日から 60 日以内に提出することができる。提出しなければ出願は無効とみなされる。

・明細書

出願人は意匠の説明書を提出しなければならない。

・表現物

出願には次を添付する：

- (a) 意匠が平面であれば、表現物 4 通、又は図面若しくはトレース図 4 通
- (b) 意匠が 3 次元であれば、意匠の各面についての表現物 4 通、又は図面若しくはトレース図 4 通
- (c) (登録官が適切とみなすサイズの) プリンティングブロック (10cm×20cm 以内とする)

意匠の表現物、図面又はトレース図は 10cm×20cm 以内とする。表現物、図面又はトレース図はボール紙 (A4 サイズ) に貼付する。図面及びトレース図は黒色インクで描く。見本のサイズは 20cm×20cm×20cm 以内とする。

4.3.5. 審査の手順³⁰

意匠出願は、オマーン商工省知的財産部の登録官宛に提出する。

オンラインでの電子出願は採用されていない。

³⁰ AIPPI 「外国出願のためのマニュアル No.143」

サーチ、審査の詳細は実施規則（Implementing Regulation）に記載されることになっているが、発行された実施規則第 80 条には、拒絶された場合に 60 日以内の補正が必要とされることが記載されているのみで、詳細の記述はない。

規則第 80 条

出願日の付与及び通知；審査；出願の付与又は拒絶の査定

- (1) 登録官は、出願の審査後、出願人に出願の特許又拒絶査定を通知する。出願人は、出願の登録査定の場合、通知日から 90 日以内所定の手数料を支払うものとし、支払わない場合、出願人は出願を取り下げたものとみなされる。
- (2) 登録官は、出願を受理した時点において、当該出願が本法に定める要件を満たしていないと認める場合、出願人に通知日から 60 日以内に所要の訂正を提出するよう通知し、所要の訂正の受理日を出願日とする。訂正が行われない場合、出願はされなかったものとして取り扱われる。
- (3) 登録官は、出願日を付与した場合、書面により出願人にその旨を通知し、出願が提出されなかったものとして取り扱われる場合、理由を特定する書面を出願人に通知する。
- (4) 出願の拒絶は、有効に存続する出願日に影響を与えない。

4.3.6. 審査結果の通知及び応答

規則第 80 条に規定があり、意匠の出願が登録査定となった場合、出願人に通知され、通知から 90 日以内に登録料の支払いが求められ、支払われなかった場合は出願を取り下げたものとみなされる。

拒絶査定となった場合、出願人に通知され、通知から 60 日以内に補正が求められ、出願日は補正が提出された日となる。

登録官が出願日を決定すると、登録官は理由と共に、書面により出願人に通知する。

規則第 80 条

出願日の付与及び通知；審査；出願の付与又は拒絶の査定

- (1) 登録官は、出願の審査後、出願人に出願の特許又拒絶査定を通知する。出願人は、出願の登録査定の場合、通知日から 90 日以内所定の手数料を支払うものとし、支払わない場合、出願人は出願を取り下げたものとみなされる。
- (2) 登録官は、出願を受理した時点において、当該出願が本法に定める要件を満たしていないと認める場合、出願人に通知日から 60 日以内に所要の訂正を提出するよう通知し、所要の訂正の受理日を出願日とする。訂正が行われない場合、出願はされなかったものとして取り扱われる。
- (3) 登録官は、出願日を付与した場合、書面により出願人にその旨を通知し、出願が提出されなかったものとして取り扱われる場合、理由を特定する書面を出願人に通知する。
- (4) 出願の拒絶は、有効に存続する出願日に影響を与えない。

4.3.7. 出願・登録手数料

意匠

料金

	OMR	USD ³¹
意匠出願.....	1,000.00	2,604.17
意匠登録証.....	500.00	1,302.08
工業意匠保護の更新.....	500.00	1,302.08

³¹ 為替レート 112 JPY/USD (2017年2月27日)

5. 商標

5.1. 商標制度の枠組み

5.1.1. 保護対象

法第 1 条に用語の定義があり、標章として認められるものが記載されている。

法第 1 条

本法の規定の適用上、以下の語句及び表現は、文脈上他の意味に解すべき場合を除き、次の意味をもつものとする。

(中略)

標章：ある事業の商品（「商標」）又は役務（「サービスマーク」）を他の事業のものから識別できる標識で、具体的に図形として表示できるものをいう。標章は、特に、（個人名を含む）語句、デザイン、文字、色彩、色彩の組み合わせ、商品又はその包装の数字又は形状、ホログラム、地理的表示、音声、香り及び味から構成することができる。著作権による保護に満たない長さのスローガンは標章として保護される。

認証マーク：品質、原産地、商品及び役務の生産又は提供方法を含む固有の特徴を指定することができ、かつ、標章の所有者の管理の下で他者により使用されている標識又は標識の組み合わせをいう。

団体商標：実業家、生産者及び業者の組合又は協会若しくは連盟などの集合体に属する標章をいう。

商号：企業を特定及び識別する名称又は称号。

(以下、省略)

5.1.2. 権利の存続期間

商標権の存続期間は、法第 41 条に規定され、出願から 10 年であり、登録料の支払いとともに 10 年ごとの更新が可能である。

法第 41 条

標章の登録による保護期間は、登録出願の出願日から 10 年間とする。標章の登録は、請求により、所定の手数料の支払いを条件として、連続する同様の期間について更新される。(以下、省略)

5.1.3. 権利の効力

商標権の効力に関して、法第 39 条に規定があり、第三者が登録商標と同等あるいは類似の標章を、商標が登録された商品、役務に使用することから保護されるとしている。

法第 39 条

1・登録商標の所有者は、本法の規定に影響を与えることなく、当該商標が登録されている商品又は役務に関して、所有者の同意を得ない第三者が商号及び地理的表示を含む同一又は類似の標章を業として使用することを防止する独占的な権利を有する。

(以下、省略)

5.1.4. 優先権

オマーンはパリ条約の加盟国であり、法第 37 条に規定があり、先の出願から 6 月までの出願に優先権が認められる。

法第 37 条

(1、省略)

2-

(a) 出願は、出願人又はその前権利者のした先の国内出願又は広域出願の優先権を主張する宣言を含むことができ、この場合、登録官は、出願人に、6 月以内に、先の出願がされた登録機関により正確であると保証された先の出願の写しを提出するよう求めることができる。優先権の宣言が、所定の要件及び条件を満たさない場合、当該出願はされなかったものとみなされる。

(b) 前項に定める優先権の期間は、先の出願の出願日から 6 月とする。

(以下、省略)

5.1.5. 新規性喪失の例外

新規性喪失の例外に関する条項は確認できなかった。

5.1.6. 登録要件

法第 36 条に規定があり、商標と見做せないものが記載されており、「他者の商品または役務と識別できないもの」が筆頭に挙げられている。

法第 36 条

(1、省略)

2- 次のものは、商標とみなされず、有効に登録することはできない。

a) ある企業の商品又は役務を他の企業のものから識別することができない標章。商品の香り、味又はその他の材料の特性は、当該商品の一般的な組成による通常の結果である場合、商品を識別する機能はないものとみなされる。

b) 公序良俗に反する標章。ただし、標章の付された商品又は役務の性質は、当該標章の登録の妨げとはならないと理解される。

c) 特に関係する商品又は役務の地理的出所について公衆又は取引網 (trade circle) を誤認させるおそれのある標章、商品の出所、その他の性質又は特徴について虚偽の情報を含む標章、及び虚偽の商号を含む標章。

d) 国、政府間組織、国際条約に基づく組織の紋章、旗及びその他の記章、名称又は名称の略称又は頭文字と同一であるか、模倣であるか又はその要素を含む標章。ただし、当該国又は組織の所轄官庁により承認されている場合を除く。

e) 他の企業の商品又は役務と同一又は類似する商品又は役務についてオマーンにおいて周知の標章又は商号と同一であるか、混同を生じるほどに類似しているか又はその言い換えを構成する標章、あるいは登録出願されている標章の商品又は役務と同一又は類似しない商品又は役務についてオマーンにおいて周知の標章。ただし、

後者の場合、当該商品又は役務について当該標章を使用することが、周知標章の所有者の商品又は役務との関連性を示し、かつ、当該使用により周知標章の所有者の利益が害されることを条件とする。

f) 同一若しくは類似の商品若しくは役務又は密接に関係している商品若しくは役務について、異なる所有者に属し、登録簿に既に登録されている標章又は先の出願日若しくは優先日を持つ標章と同一若しくは類似の標章、あるいは、公衆を欺く又は混同を生じさせるおそれがあるほどにかかる標章と類似している標章。

g) 悪意で又は既に登録されている標章を害する目的で出願されている標章。

(以下、省略)

5.1.7. 第三者による情報提供制度

商標権に関して、第三者による情報提供制度に係る条項は確認できなかった。

5.1.8. 出願公開制度

法第 38 条に規定があり、出願が登録要件を満たしたと登録官が認めた場合、標章は公開される。

法第 38 条

(1、省略)

2-a) 登録官は、所定の要件がすべて満たされていると認めた場合、直ちに、認められているように、所定の手数料が支払われた後に、所定の方法により当該出願を公開する。

(以下、省略)

5.1.9. 審査請求制度

商標出願に関して審査請求制度に係る条項は確認できなかった。

5.1.10. 秘密保持に関する制度

商標登録について秘密保持に関する制度はない³²。

5.1.11. 分割に関する制度

商標出願の分割に関する制度に係る条項は確認できなかった。

5.1.12. 変更に関する制度

商標出願の変更に関する制度に係る条項は確認できなかった。

5.1.13. 異議申立てに関する制度

法第 38 条に異議申立てに関する規定があり、関係者は公告から 90 日の間、登録官に

³² 本調査研究の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

対し登録への異議を申し立てることができる。

法第 38 条

(1、省略)

(2-a)、省略)

2-b) いかなる関係者も、公報における公告から 90 日間以内であれば、所定の手数料の支払後に、登録官に対して、登録に対する異議申立ての通知書を提出することができる。

(以下、省略)

5.1.14. 審判制度

(1) 査定不服審判制度

法第 38 条に規定があり、出願人が登録官の拒絶査定に不服がある場合、通知から 60 日の間、裁判所に不服を申し立てることができる。

法第 38 条

(1-2、省略)

(3-A)、省略)

3-B) 登録官は、標章の登録出願が要件を満たしていない場合、当該出願を拒絶することができる。登録官は、拒絶の査定及びその理由を出願人に通知する。

出願人は、拒絶査定のお知らせを受領した日から 60 日以内に理由を記載した文書により、拒絶の査定に不服を申し立てることができる。出願人が望む場合、不服を申し立てることなく、管轄裁判所に直接拒絶査定に対する上訴をすることができる。

(以下、省略)

(2) 無効審判制度

法第 42 条 1 に規定があり、裁判所に対して無効を申し立てることができる。

法第 42 条

1 -

(A) 利害関係人は、登録証の発行日から 5 年以内に、または登録が不正又は登録商標に損害を与える目的で取得された場合はいつでも、商標の無効を裁判所に請求することができる。

(B) 本法の規定に違反して発行されたことが判明した場合、裁判所は登録を無効とする。そのため、登録官は、無効化広告が官報に公表する。

(以下、省略)

(3) 訂正審判制度

商標に関する訂正審判制度に係る条項は確認できなかった。

5.2. 審査基準・審査ガイドライン

審査基準・審査ガイドラインに関して、本調査では情報が得られなかった。

5.3. 審査業務

5.3.1. 出願から登録までの流れ

本調査では情報が得られなかった。

5.3.2. 使用分類

規則第 44 条に規定があり、商品・サービス国際分類（ニース分類）³³が使用される。

規則第 44 条

商標分類

登録官は、登録と公表に関するすべての目的のために、1957年6月15日ニース協定（及びその更新）による商標登録のための国際商標役務分類を適用するものとする。

ただし、第 33 類におけるアルコール飲料は登録されず、第 32 類における「ビール」についての商標登録も認められない。第 32 類において商標登録が可能なのは非アルコール飲料及び非アルコール飲料用調合品に限定される。

また、商品及びサービスの各クラスについて別個に出願しなければならない³⁴。

5.3.3. 出願に用いる言語

規則第 49 条に商標出願の出願日についての規定があり、アラビア語で記載された出願書類を受領した日を出願日としている。

規則第 49 条

出願のマーク付け及び出願日

登録官は、次の要素がアラビア語で様式 13 をもって受領された日を出願の出願日とする。

（以下、省略）

5.3.4. 出願日の認定と出願書類

規則第 49 条に規定され、アラビア語で記載された出願書類を受領した日を出願日としている。

規則第 49 条

出願のマーク付け及び出願日

登録官は、次の要素がアラビア語で様式 13 をもって受領された日を出願の出願日とす

³³ 何版かは不明

³⁴ AIPPI 「外国出願のためのマニュアル No.143」

- る。
- (1) 標章の登録が求められていることの明示又は黙示の表示；
 - (2) 出願人の身元の特定を可能にする表示；
 - (3) 出願人又は存在する場合にはその代理人と、郵便により、連絡を取れるような表示；
 - (4) 登録が求められている標章の十分に明確な複製；
 - (5) 登録が求められている商品及び／又は役務；及び
 - (6) 登録官は、出願人に出願番号及び出願日を書面により通知する。

なお、出願書類として以下のものが要求される³⁵。

・登録願書

(1) 所定の様式による願書、代理人が署名、次の事項を含む：

- (a) 出願人のフルネーム、称号、職業又は事業の性質、商号、国籍及び住所
- (b) 出願人が法人であればフルネーム、商号、法律上の地位、あて名、目的及び本拠地、並びに商標を使用する又は使用予定である事業体の所在地
- (c) 出願人の氏名及び住所が英語又はフランス語によるものでない場合、英語による発音表記（代理人はそのアラビア語音訳を添付する）
- (d) 登録を希望する商品若しくはサービスのリスト、クラスを表示する

(2) 商標の印刷物 15 通。色彩を主張する場合、印刷物は彩色付とする。現在、印刷物のサイズに関して特別の要件はないが、特に公告手数料は商標の印刷物のサイズによって異なる。

(3) 出願人が企業又は法人の場合には法人証明書の証明付謄本、他の言語によるものであれば英語翻訳文を添付。又は商業登記簿における出願人の記載事項の証明付抄本、他の言語によるものであれば英語翻訳文を添付、又は出願人の優良性に関する証明書、他の言語によるものであれば英語翻訳文を添付。

書類はすべてアラビア語で記載又はアラビア語翻訳文を添付しなければならない。

・委任状

オマーンに居住しない出願人はオマーンにおける代理人を選任しなければならない。

委任状はアラビア語によるもの又はアラビア語翻訳文を添付、出願人が署名してオマーン領事認証を受ける。オマーン領事が不在であれば他のアラブ諸国の領事認証も認められる。

5.3.5. 審査の手順³⁶

公式の審査として、先に登録された商標を対象にサーチが実施され、出願が登録されるべきものであるか審査される。

登録官が、条件なしに受理した場合、審査結果とともに出願が公開されることを出願人

³⁵ AIPPI 「外国出願のためのマニュアル No.143」

³⁶ AIPPI 「外国出願のためのマニュアル No.143」

に通知し、手数料の支払い後に官報に公開される。

公開から 90 日の間異議申立てが受け付けられ、異議申立てがない場合、又は異議申立てが深刻でなく回避される場合、登録手続きを継続する決定がなされる。

登録は、出願日に遡って有効となる。

異議申立てがあった場合、登録官は異議申立期間の終了後 60 日以内に異議決定を下し、出願人と異議申立人に通知する。

5.3.6. 審査結果の通知及び応答

規則第 54 条に規定があり、異議申立期間の終了後、異議申立てがなかった場合、又は異議決定が出願人に有利であった場合、出願人に通知後 60 日以内の登録手数料の支払いを求める通知がなされ、支払いがなかった場合は出願を断念したものと看做される。

規則第 54 条

標章の登録；証書の発行

(1)登録官は、標章を受理する要件が充足され、公報における公開後の異議申立ての期間が経過した後又は出願人に有利な決定が当該異議について下された場合、書面により、出願人に通知の受領日から 60 日以内に登録料を支払うよう通知し、かかる支払いが行われなかった場合、出願人はその出願を放棄したものとみなされる。

(以下、省略)

5.3.7. 出願・登録手数料³⁷

商 標	公式手数料	
	OMR	USD ³⁸
商標登録出願、1クラス	50.00	130.21
商標登録出願の公告手数料（省）	50.00	130.21
商標登録出願の公報公告手数料（公報）	50.00	130.21
新聞における商標登録出願の公告手数料（12cm×2段につき）	24.00	62.50
商標登録出願の登録手数料	50.00	130.21
1クラスにおける各同時出願につき	50.00	130.21
条約上の優先権主張	0.00	0.00
色彩の権利請求	0.00	0.00
新聞における追加公告（1段につき）	1.00	2.60
団体商標又は証明商標の登録出願、 商品若しくはサービス1クラスにつき	200.00	520.83
商標に対する異議申立て	100.00	260.42
異議に対する抗弁	10.00	26.04
異議又は抗弁における登録官に対するヒアリング参加	20.00	52.08
登録官の要求に従う出願のディスクレーマ条件登録	50.00	130.21

³⁷ AIPPI「外国出願のためのマニュアル No.143」

³⁸ 為替レート 112JPY/USD（2017.02.27）

登録前の商標、指定商品、氏名又は住所の補正	20.00	52.08
登録後の商標又は指定商品の補正	20.00	52.08
連合商標登録	5.00	13.02
遅延提出、各書類につき	20.00	52.08
商標調査、1クラス	50.00	130.21
保護期間最終年度における商標の更新	200.00	520.83
期間満了日から6か月以内の商標登録の更新	200.00	520.83
期間満了日から6か月以内の更新申請の遅延割増料	50.00	130.21
団体商標又は証明商標の更新申請、 商品若しくはサービス1クラスにつき	500.00	1,302.08
公報における更新の公告(省)	50.00	130.21
公報における更新の公告(公報)	50.00	130.21
商標の譲渡、ライセンス又は合併登録	100.00	260.42
公報における譲渡、ライセンス又は合併の公告(省)	50.00	130.21
公報における譲渡、ライセンス又は合併の公告(公報)	50.00	130.21
出願人の氏名又は住所変更登録、商標登録1件につき	20.00	52.08
出願人の氏名又は住所変更登録	20.00	52.08
氏名又は住所変更登録証明書の取得	0.00	0.00
代理人変更	20.00	52.08
外国で使用するための商標登録の証明付謄本の取得	20.00	52.08
商標登録の抄本取得(各商標につき)	10.00	26.04
公報購読(1年につき)	60.00	156.25
書類の英語からアラビア語への翻訳文作成(200語につき)	5.76	15.00
発送料	10.75	28.00
登録証のコピー作成	0.00	0.00
期間延長	20.00	52.08
登録官の決定に対する意見書	50.00	130.21
商標の抵当権設定	100.00	260.42
商標の抵当権解除登録	50.00	130.21
商標を拒絶する登録官の決定に対する上訴	50.00	130.21
出願記録の点検、1回につき	50.00	130.21
出願の欠落書類の補完申請	20.00	52.08
知的所有権代理人登録簿における法定代理人の登録	300.00	781.25
知的所有権代理人登録簿における法定代理人の登録の年次更新	300.00	781.25
部局による調査	49.93	130.02
追加公告手数料	20.00	52.08
3か月の猶予期間経過後の出願年金支払の遅延割増料	50.00	130.21
オフィシャルアクションに対する応答	50.00	130.21
公証付英語翻訳文の取得	7.00	18.23

N. 概括表 特許(I) (2016年12月時点)

	保護対象	権利の存続期間	権利の効力	優先権	新規性喪失の例外	登録要件	出願言語	使用分類	出願日の設定	方式審査	実体審査
GCC	製品、工業的方法又は製造方法	出願日から20年	自己の特許発明を専ら実施する権利及び他人による専ら実施を妨げる権利(物の製造、使用、販売、又はその物の製造、使用、販売、輸入、販売、販売のための貯蔵をいう。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語、英語	国際特許分類 (IPC)	願書 ・明細書 (クレーム、要約、図面)	○	○
トルコ	産業財産権の範囲で保護に適合し認められる発明	出願日から20年	自己の特許発明の他人による専ら実施を防止する権利(物の発明の場合、専らとは、その物の生産、販売、使用、若しくは輸入、又は個人利用以外の目的のための在庫保有をいう。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	トルコ語、英語、フランス語、ドイツ語	国際特許分類 (IPC)	願書 ・明細書、クレーム、要約、図面 ・手数料納付の領収書	○	○
イスラエル	・発明であって、あらゆる技術分野の物又はプロセス ・新規かつ役立つものであり、産業上の利用性があり、進歩性を有するものの特許性のある発明	出願日から20年	自己の特許発明を他人が利用することを防止する権利	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	ヘブライ語 ・アラビア語 ・英語	国際特許分類 (IPC)	出願書類が提出された日 (出願人氏名、手数料)	○	○
イラン	何からの製品又は方法を初めて生み出し、専門性、テクニク、技術、産業等何らかの方向において具体的な問題の解決策を提供する人の精神の成果	出願日から20年	自己の特許発明を専ら実施する権利及び他人による専ら実施を妨げる権利(物の製造、使用、販売、又はその物の製造、使用、販売、輸入、販売、販売のための貯蔵をいう。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	ペルシャ語 ・英語	国際特許分類 (IPC)	出願人の身元の証明、発明の簡単な説明	○	○
UAE	物、製造の方法又は技術的な問題に対する実用的解決につながる公知の製造の方法の応用に関連するすべての革新的な思想	出願日から20年	・自己の特許発明を利用する権利(物の発明の場合、利用とは、その物の製造、使用、販売をいう。) ・自己の特許発明の他人の利用を防止する権利(物の発明の場合、利用とは、物の製造、使用、保持、販売又は輸入をいう。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語、英語	製品分類	願書 ・明細書 (クレーム、要約、図面) ・手数料	○	○
バーレーン	進歩性を含み、工業的に利用可能である新規な発明	出願日から20年	自己の特許発明の他人による専ら実施を禁止する権利(物の発明の場合、専らとは、その物の製造、利用、使用、販売の提供若しくは販売、又はそれらを目的とした輸入をいう。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語	(未整備)	出願費用 ・出願書類	○	○
クウェート	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1
オマーン	新規であり、進歩性を含み、産業上利用可能なのが発明である。	出願日から20年	自己の特許発明の他人による専ら実施を禁止する権利(物の発明の場合、専らとは、その物の製造、輸入、販売の申出、販売、利用又は販売の申出、販売若しくは利用の目的の所有をいう。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語 アラビア語以外の場合、翻訳の添付	国際特許分類 (IPC)	出願書式 ・出願人情報 ・明細書	○	○
カタール	新規性、進歩性を有し、産業上利用可能である発明	出願日から20年	自己の特許発明を専ら実施する権利及び他人による専ら実施を禁止する権利(物の発明の場合、専らとは、その物の製造、使用、販売の提供、販売、又は輸入をいう。)	第1国出願日から12月	○※2	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語	国際特許分類 (IPC)	願書 ・明細書 (クレーム、要約、図面) ・手数料	○	○
サウジアラビア	登録要件を満たす、製品、方法又はその何れかに関連する発明	出願日から20年	自己の特許発明の他人による利用を禁止する権利(物の発明の場合、利用とは、その物の製造、販売、販賣の申出、使用、保管又はこれらすべての輸入をいう。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語	国際特許分類 (IPC)	願書 ・明細書 (クレーム、要約、図面) ・手数料	○	○
ヨルダン	技術分野における製品、方法、又はその両方で、当該分野における特定の課題に対する実施可能な解決策となる発明	出願日から20年	自己の特許発明の他人による専ら実施を禁止する権利(物の発明の場合、専らとは、その物の生産、利用、販売の申出、販売又は輸入をいう。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語 アラビア語以外の場合、翻訳の添付	国際特許分類 (特許分類を採用していない。)	願書 ・詳細説明 (明細書、クレーム、引用文献一覧等) ・要約	○	○
エジプト	工業製品、産業上の方法の応用に関連する発明	出願日から20年	自己の特許発明の他人による利用を禁止する権利(ただし、物の輸入、使用、販売又は流通については、いずれかの国で商業化した場合に特許権が消滅する。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語	国際特許分類 (IPC)	願書 ・詳細説明 (明細書、クレーム、(同発明の)外国の出願書類と審査結果等) ・手数料納付の領収書	○	○

○制度あり ×制度なし 一情報なし

※1 クウェートの特許制度は、GCCの特許制度がカバーしている。

※2 ただし、PCT規則4.17に従っている。

N. 懸待査 特許(2) (2016年12月時点)

	第三者による情報提供制度	出願公開制度	審査請求制度	秘密特許	分割に関する制度	出願の変更に関する制度	異議申立に関する制度	拒絶査定不服審判	無効審判	訂正審判	審査結果の通知及び応答(方式審査)	審査結果の通知及び応答(実体審査)
GCC	×	×	×	○	○ ※5	×	○ 公告より3月以内	○ 通知より3月以内	○	×	○ 通知より90日以内に補正可能	○ 通知より3月以内に補正可能
トルコ	○	○	○	○	○	○	○ 方式要件に対するもの	○ 通知から2月以内、裁判所へ	○ 裁判所への申立	×	○ 意見書提出と補正が可能	○ 通知から6月以内に意見書提出と補正が可能
イスラエル	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○	○ 通知から4月以内に応答	○ 通知から4月以内に応答
イラン	×	×	×	×	○	×	○	○ 通知より2月以内に裁判所へ	○ 裁判所への申立	○	○ 通知より30日以内に補正可能	○ 通知より30日以内に補正可能
UAE	×	×	×	○	○	○	○ 公告から60日以内	○ 通知を受けた日から60日以内	○ 裁判所への申立	×	○ 通知より30日以内に補正可能	○ 補正可能
バーレーン	×	×	×	○	○	○	○ 公告から60日以内	○ 査定の通知から60日以内に最高裁へ	○	×	○ 通知から30日以内に補正可能	○ 通知から30日以内に補正可能
クウェート	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1
オマーン	○	○	○	×	○	○	○ 通知から60日以内に裁判所へ	○ 通知から60日以内に裁判所へ	○ 裁判所への申立	○	○ 通知から60日以内に補正可能	○ 通知から90日以内に補正可能
カタール	×	×	×	×	○ ※6	×	○ 公告後60日	○ 通知を受けた日から15日 ※7	○ 裁判所への申立	×	○ 方式審査の通知から15日以内に補正可能	○ 実体審査の通知から3月以内に補正可能
サウジアラビア	×	○	×	○	○	×	○ 請求期間：規定なし、ただし3月という情報がある。	○ 請求期間：規定なし、ただし90日という情報がある。	○	×	○ 方式審査の通知から90日以内に補正可能	○ 実体審査の通知から3月以内に補正可能
ヨルダン	×	×	×	×	○	×	○ 出願承諾の公告から3月以内	○ 決定から60日以内に裁判所へ	○ 裁判所への申立	×	○ 特許権発行まで補正が可能	○ 特許発行まで補正が可能
エジプト	×	×	×	×	○ ※6	○	○ 出願受理の公告から60日以内	○ 決定通知から30日以内に委員会へ	○ 裁判所への申立	×	○ 補正又は補足の要求から3月以内	○ 応答可能

○制度あり ×制度なし 一情報なし

※1 クウェートの特許制度は、GCCの特許制度がとて、実体審査開始カバールしている。

※2 実体審査料を支払うこと、早期審査を請求できる。

※3 早期審査を請求できる。

※4 日エ間のPPHが利用可能

※5 法令の規定はなく、運用により実施

※6 分割できるとの情報がある。

※7 3月で運用されている。

N. 特許権 実用新案(1) (2016年12月時点)

	保護対象	権利の存続期間	権利の効力	優先権	新規性喪失の例外	登録要件	出願言語	使用分類	出願日の認定	方式審査	実体審査
GCC	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
トルコ	産業財産権の範囲で保護に適合し認められる考案（特許法の準用）	出願日から10年	自己の登録実用新案の他人による実施を防止する権利（物の発明の場合、実施とは、その物の生産、販売、使用、若しくは輸入、又は個人利用以外の目的のための在庫保有をいう。）※特許法準用	第1回出願日から12月	○	新規性 ・産業上利用可能	トルコ語、英語、フランス語、ドイツ語	国際特許分類（IPC）	願書 ・明細書、クレーム、要約、図面 ・手数料納付の領収書	○	×
イスラエル	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
イラン	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
UAE	製造の方法又は技術的な問題に対する革新的な発明 物、製造の方法又は技術的な問題に対する革新的な発明 な思想	出願日から10年	・自己の登録実用新案を利用する権利（物の発明の場合、利用とは、その物の製造、使用、販売をいう。） ・自己の特許発明の他人の利用を防止する権利（物の発明の場合、利用とは、物の製造、使用、保持、販売又は輸入をいう。）	出願日より12月	○	新規性 （革新的なものではない） ・産業上利用可能	アラビア語、英語	製品分類を適用（IPCは使用していない。）	願書 ・明細書（クレーム、要約、図面） ・手数料、など	○	○
バーレーン	産業上利用可能である新規な発明	出願日から10年	自己の登録実用新案の他人による実施を禁止する権利（物の発明の場合、実施とは、その物の製造、利用、使用、販売の提供若しくは販売、又はそれらを目的とした輸入をいう。）	出願日より12月	○	新規性 ・産業上利用可能	アラビア語	（未整備）	出願費用 ・出願書類	○	○
クウェート	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
オマーン	発明であり、進歩性を含み、産業上利用可能なものが発明である。	出願日から10年	自己の特許発明の他人による実施を防止する権利（物の発明の場合、実施とは、その物の製造、輸入、販売、利用又は販売の申出、販売若しくは利用の目的の所有をいう。）※特許法準用	出願日より12月	○	新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語	国際特許分類（IPC）	出願書式 ・出願人情報 ・明細書	○	○
カタール	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
サウジアラビア	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
ヨルダン	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
エジプト	装置、道具及び設備の構造、構成、製品、製造過程・製造方法、並びに現在使われている同種のもの、に関する追加技術	出願日から7年	自己の特許発明の他人による利用を禁止する権利（ただし、物の輸入、使用、販売又は流通については、いづれかの国で商業化した場合に特許権が消失する。）※特許法準用	第1回出願日から12月	○	新規性	アラビア語	国際特許分類（IPC）	願書 ・詳細説明（明細書、クレーム、（同発明の）外国の出願書類と審査結果等） ・手数料納付の領収書	○	○

○制度あり ×制度なし 一情報なし

N. 概括表 実用新案(2) (2016年12月時点)

	第三者による 情報提供 制度	出願公開制 度	審査請求制度	秘密特許	分割に関する制 度	出願の変更 に関する制 度	異議申立に関する制度	拒絶査定不服審判 所へ	無効審判	訂正審判	審査結果の通知及び応答 (方式審査)	審査結果の通知及び応答 (実体審査)
GCC	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
トルコ	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	通知から3月以内に応答	-
イスラエル	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
イラン	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
UAE	×	×	×	○	×	×	○	○	○	×	通知より30日以内に補正 可能	補正可能
パレーレン	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	通知から30日以内に応答	通知から30日以内に応答
クウェート	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
オマーン	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	通知から60日以内に応答	通知から90日以内に応答
カタール	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
サウジアラビア	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
ヨルダン	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
エジプト	×	×	×	×	○	○	○	○	○	×	補正又は補足の要求から 30日以内	応答可能

○制度あり ×制度なし ー情報なし

※1 実体審査料を支払うこと ※2 分割できるとの情報がある
で、実体審査開始

N. 概括表 憲匠② (2016年12月時点)

	第三者による情報提供制度	出願公開制度	審査請求制度	秘密意匠	分割に関する制度	出願の変更に関する制度	異議申立に関する制度	拒絶査定不服審判	無効審判	訂正審判	審査結果の通知及び応答(方式審査)	審査結果の通知及び応答(実体審査)
GCC	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
トルコ	×	×	×	×	○	×	○	○	○	×	不備がある場合に補正命令	-
イスラエル	×	×	×	○	○※3	×	○	○	○	○	決定から3月以内	決定から3月以内
イラン	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	通知から30日以内に訂正を求められる。	通知から30日以内に訂正を求められる。
UAE	×	×	×	×	×	×	○	×	○	×	通知より30日以内に補正可能	-
バーレーン	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	補正可能	補正可能
クウェート	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1
オマーン	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	通知から60日以内に補正が求められる。	通知から60日以内に補正が求められる。
カタール	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2
サウジアラビア	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	通知より90日以内に補正可能	×
ヨルダン	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	不備がある場合に補正命令	通知あり
エジプト	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	不備がある場合に補正命令	補正可能

○制度あり ×制度なし -情報なし

※1 事実上運用されていない。

※2 登録手続きが存在しない。

※3 分割できるとの情報がある。

N. 標活表 商標(I) (2016年12月時点)

保護対象	権利の存続期間	権利の効力	優先権	新規性喪失の例外	登録要件	出願言語	使用分類 (2016年12月時点)	出願日の認定	方式審査	実体審査
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
文字・商品形状等で、印刷により刊行及び複製可能なものから構成された、自己商標識別のための商標	出願から10年 10年ごとの更新 可能	自己の登録商標を排他的に使用する権利(使用とは、登録商標と同一の商標の指定商品・役務での使用、登録商標と混同の恐れのある商標の使用、又は登録商標の範囲には該当しないが周知の登録商標の評判を利用して不当な利益を得る若しくは害するおそれのあるものを使用をいう。)	第1国出願から6月	×	識別性	トルコ語	国際分類 (第10版)	・願書 ・商標見本 ・商標が使用される商品・役務のリスト ・手数料納付の領収書	○	○
2次元または3次元の文字、数字、単語、図案又は記号、又はそれらの組み合わせ、及び音響、触覚、芳香	10年 10年ごとの期間 延長	自己の登録商標を排他的に使用する権利(使用とは、登録商標が付された商品及び関連する事項への商標の使用をいう。)	第1国出願から6月	×	識別性	ヘブライ語 アラビア語 英語	国際分類 (第9版)	出願様式 出願費用	○	○
視覚的標識	10年 10年ごとの期間 延長	自己の登録商標を排他的に使用する権利(使用とは、登録商標の標識の使用、当該標識と類似した標識の使用、又は当該標識が関係する類似した商品・役務との間で混同を起す使用をいう。)	第1国出願から6月	×	識別性	ペルシャ語	国際分類 (第9版) ※1	出願様式 出願費用	○	○
識別力を有する形態を備えた任意のもの (音声も対象)	10年 10年ごとの更新 可能	自己の登録商標を排他的に使用する権利(使用とは、登録商標と同一又は類似の商標を使用し、又は類似の商標を混同を生じさせる行為をいう。)	6月	×	識別性	アラビア語	国際分類 (10版) ※1	願書 手数料 委任状、など	○	○
名称、文言、シグネチャ、キヤラクタ、記号、数字、題名、印章、図面、画像、刻印、楕円、図形的要素、形状又は色、色味又は色の組合せ、その他の標識又は標識群等、及び音、匂いも対象	10年 10年ごとの期間 延長	自己の登録商標を排他的に使用する権利(使用とは、登録商標と同一又は類似の商標を、指定商品・役務と同一又は類似の商品・役務に用いて消費者に誤認を引き起こす行為をいう。)	第1国出願から6月	×	識別性	アラビア語	国際分類 (第10版) ※1	出願様式 出願費用	○	○
名称、文言、シグネチャ、キヤラクタ、記号、数字、題名、印章、図面、画像、刻印、楕円、図形的要素、形状又は色、色味又は色の組合せ、その他の標識又は標識群等、及び音、匂いも対象	10年 10年ごとの期間 延長	自己の登録商標を排他的に使用する権利(使用とは、登録商標と同一又は類似の商標を、指定商品・役務と同一又は類似の商品・役務に用いて消費者に誤認を引き起こす行為をいう。)	第1国出願から6月	×	識別性	アラビア語	国際分類 (第8版) ※1	出願様式 出願費用	○	○
識別性 (音、匂い、味も対象)	10年 10年ごとの期間 延長	自己の登録商標を排他的に使用する権利(使用とは、登録商標と同一又は類似の商標を、指定商品・役務と同一又は類似の商品・役務に用いて消費者に誤認を引き起こす行為をいう。)	第1国出願から6月	×	識別性	アラビア語	国際分類 (版、不明) ※1	出願様式	○	○
視覚的に認識可能で、製品を区別することができるすべての明確な標章	10年 10年ごとの期間 延長	自己の登録商標を排他的に使用する権利(使用とは、登録商標の使用、登録商標と混同を生じさせる行為をいう。)	6月	×	固有の形態	アラビア語	国際分類 (第8版) ※1	願書 手数料	○	○
自己の製品又はサービスに用いられる商標	10年 10年ごとの期間 延長	自己の登録商標を排他的に使用する権利(使用とは、登録商標と同一又は類似の商標を、指定商品・役務と同一又は類似の商品・役務に用いて消費者に誤認を引き起こす行為をいう。)	6月	×	識別性	アラビア語	国際分類 (第10版) ※1	願書 手数料 サウジアラビア領事館により署名、認証された委任状(代理人による場合)	○	○
自己の製品又はサービスに用いられる視覚によって認識できる標章	出願から10年 10年ごとの更新 可能	自己の登録商標を排他的に使用する権利(使用とは、登録商標と混同を生じさせる行為をいう。)	6月	×	識別性	アラビア語	国際分類 (第8版)	願書 商標	○	○
自己の製品又はサービスに用いられる視覚によって認識できる標識	出願から10年 10年ごとの更新 可能	自己の登録商標を使用許諾をする権利	第1国出願から6月	×	自己商品識別性 使用又は使用予定	アラビア語	国際分類 (第10版)	願書 商標の画像 標章	○	○

○制度あり ×制度なし 一情報なし

※1 保護の例外あり

N. 概括表 高標② (2016年12月時点)

	第三者による 情報提供 制度	出願公開制 度	審査請求制度	秘密特許	分割に関する 制度	出願の変更 に関する制 度	異議申立に関する制度	拒絶査定不服審判	無効審判	訂正審判	審査結果の通知及び応答 (方式審査)	審査結果の通知及び応答 (実体審査)
GCC	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
トルコ	○	×	×	—	○	×	○ 公告から3月	○	○ 裁判所への申立	×	不備がある場合に補正命 令	補正可能という情報があ る。
イスラエル	○ 慣行として 実施	×	×	×	○ 分類の分割	×	○ 公告から3月	○	×	×	所定の期限内に応答可能	所定の期限内に応答可能
イラン	×	×	×	×	×	×	○ 公告から30日	○	×	×	通知の日から2か月以内	通知の日から2か月以内
UAE	×	×	×	×	×	×	○ 公告から30日	○	×	×	通知の日から60日以内	補正可能
パレーレン	×	×	×	×	×	×	○ 公告から60日	○	×	○	決定の通知日から90日以 内	決定の通知日から90日以 内
クウェート	×	×	×	×	×	×	○ 公告から60日	○	×	○	通知された日から90日以 内	通知された日から90日以 内
オマーン	×	×	×	×	×	×	○ 公告から90日	○ 裁判所への申立	×	×	通知を受領した日から60 日以内	通知を受領した日から60 日以内
カタール	×	×	×	×	×	×	○ 公開から4月	○	×	○	補正可能	補正可能
サウジアラビア	×	×	×	×	×	×	○	○	×	○	決定の通知日から90日以 内	決定の通知日から90日以 内
ヨルダン	×	×	×	×	×	×	○	○ 裁判所への申立	×	×	補正又は修正が可能	補正又は修正が可能
エジプト	×	×	×	×	×	×	○	○ 裁判所への申立	×	○	不備がある場合に補正命 令	補正可能

○制度あり ×制度なし —情報なし

平成 29 年 3 月

平成 28 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

中東諸国における特許・実用新案・意匠・商標の審査運用の実態
および審査基準・審査マニュアルに関する調査研究 報告書

本調査研究報告書の著作権は特許庁に帰属します。

作成： 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル 4 階

電話 (03)3591-5315 FAX (03)3591-1510

<http://www.aippi.or.jp/>